

平成 28 年第 3 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 28 年 3 月 22 日、午後 2 時から市役所 6 階 601・602 会議室において、平成 28 年第 3 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
城所 正彦
保坂 律子
今泉 浩史
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	伊藤 徹男
教育指導担当部長	杉本真紀子
教育総務課長	石田 昭男
学務課長	濱中 正一
指導主事	曾我 竜也
体育課長	安藝 宏延
学校給食課長	増岡 勝
図書館課長	稲田 基樹

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 齋藤 晃二
教育総務課教育総務係 加藤 綾子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第 2 会期の決定
- (3) 日程第 3 教育行政報告
- (4) 日程第 4 第 2 号議案
「平成 28 年度稲城市教育委員会職員の人事について」
- (5) 日程第 5 第 3 号議案
「平成 28 年度稲城市公立学校教職員の人事について」
- (6) 日程第 6 第 4 号議案
「稲城市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則」
- (7) 日程第 7 第 5 号議案
「稲城市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」
- (8) 日程第 8 第 6 号議案
「平成 28 年度稲城市立小・中学校学校医等の委嘱について」

- (9) 日程第9 第7号議案
「稲城市社会教育委員の委嘱について」
- (10) 日程第10 第8号議案
「稲城市スポーツ推進委員の委嘱について」
- (11) 日程第11 報告事項

(これにて第2号議案、第3号議案、第6号議案、第7号議案、及び第8号議案の秘密会は終了)

(暫時休憩) ※退席した職員と傍聴者が入室する。

委員長 再開いたします。これより第2号議案「平成28年度稲城市教育委員会職員の人事について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第2号議案は原案のとおり可決いたしました。次に第3号議案「平成28年度稲城市公立学校教職員の人事について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第3号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、第6号議案「平成28年度稲城市立小・中学校学校医等の委嘱について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第6号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、第7号議案「稲城市社会委員の委嘱について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第7号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、第8号議案「稲城市スポーツ推進委員の委嘱について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第8号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第6 第4号議案「稲城市教育委員会教育長に対する事務委任等

に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、行政不服審査法の施行に伴い、稲城市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

教育総務課長 稲城市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について、説明させていただきます。

議案概要説明書、表紙を除いて3枚目、議案番号は第4号となります。行政不服審査法は、平成28年4月1日に全面改正され施行される予定でございます。それに伴い、これまで国では行政不服審査申立の仕方については審査請求、並びに異議申し立てという2種類の方法を不服申し立て、申立人の行為として法律に規定していましたが、その内容について4月1日から行政不服審査法に審査請求という行為で一元化される予定でございます。

本、稲城市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則は、教育委員会が教育長に対して、教育委員会の権限に属する教育事務の一部を委任するという規則で、その中に権限を委任できない項目として11項目ほど規定されておりますが、そのうちの1つとして請願、訴願、異議申し立てに関することという規定がございます。この異議申し立ては、行政不服審査法に基づいて異議申し立てという、行政庁に対する申立人の行為として規定していますが、その部分が行政不服審査法に基づき審査請求という行為に一元化されることに伴い、請願、訴願、及び審査請求に関することと改める必要があるので、第1条の(6)「、異議申し立て」につきましては「及び審査請求」に改めるということで改正内容をご説明させていただきます。

なお、施行期日は行政不服審査法改正法が施行される平成28年4月1日と同日を予定をしています。

説明は以上でございます。承認のほどよろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 よろしいですか。では質疑はないようですので以上で質疑を終結いたします。これより第4号議案「稲城市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第4号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第7 第5号議案「稲城市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、稲城長峰スポーツ広場の管理棟等の開設に伴い、稲城市体育施設条例施行規則の一部を改正する必要があるため本案を提出するものです。詳細につきましては体育課長より説明いたします。

委員 長 はい、それでは体育課長お願いいたします。

体育課長 それでは、第5号議案「稲城市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」を説明させていただきます。議案概要説明書第5号と資料、新旧対照表を合わせてご覧いただきたいと思っております。

本案は稲城長峰スポーツ広場の管理棟開設に当たり、稲城市体育施設条例を改正したことに伴い、稲城市体育施設条例施行規則の一部を改正するものです。

最初に、新旧対照表の左側、今回改正しようとする規定で、第10条第1項中の「体育施設」の次に、括弧書きで「(稲城長峰スポーツ広場の駐車場を除く)」と追記しております。稲城長峰スポーツ広場の駐車場の減免規定については、第3項に別に規定することから、第1項の規定から外しております。

次に、同条の2項中の使用料の前に「前項の規定により」を加え、使用料の減免を受けようとする者は、第1項に係る部分ということを限定するためのものでございます。

次に第3項で、新たに稲城長峰スポーツ広場の駐車場の免除について条文を加えております。駐車場の減免については、稲城市立公園駐車場の管理等に関する条例規則に準じております。1から3は、緊急車両、市役所などの地方公共団体が公務を行うためや、身体障害者の方が利用する場合には料金の免除をするとしてしております。

(4)は、スポーツ広場、施設を有料で利用した場合に、2時間以上、3時間以上、12時間以上の駐車をした場合の減額について加えております。(5)では市長が特に必要とされた場合に減免することとしております。

次に第20条、指定管理者に関する読替えについて、第3条、第5条、第6条、第9条及び第13条でございましたが、第4条の5項と8項以外の各部を追加しております。追記内容については、これまで体育課が行っていた団体登録の発行を指定管理者に行わせることができるようにしたものでございます。

続きまして、第21条です。第20条の次に駐車場の管理等の規定を加えております。内容については、稲城市立公園駐車場の管理等に関する条例施行規則の第3条、第4条及び第6条を準用することとし、準用する場合はこの表のお

り、第3条の1項の中の「駐車場に」を「稲城長峰スポーツ広場の駐車場に」、同じく第3条の2項中の「駐車場から」も「稲城長峰スポーツ広場の駐車場から」、第6条の「駐車場」を「稲城長峰スポーツ広場の駐車場」。また、「市長」を「教育委員会」に読替えとしております。

続いて第2条関係、使用時間区分の別表第1にございます。稲城長峰スポーツ広場の管理棟の完成で夜間照明が使用できるようになったことから、使用時間が午後9時まで延長されたことによる改正でございます。芝生広場は夜間照明が設置されていないので、サッカー場、フットサル場、多目的広場に限りとしております。また、備考の2と3を追記し、芝生広場に隣接する駐車場の利用時間、また利用方法について規定しております。

続いて、同じく第2条関係、使用区分の別表第2でございます。これまでサッカー場とフットサル場については団体貸切使用でしたが、芝生広場については個人使用ができることから、「貸切使用及び個人使用」に変更しております。

次に第5条、抽選後の申請の受付期間。別表第4の1と2のところでございます。これまで、稲城長峰スポーツ広場の予約抽選が終了した後、手続きについては総合体育館に依頼しておりましたが、4月から管理棟がオープンすることから、総合体育館から稲城長峰スポーツ広場に変更しております。また、芝生広場も貸切使用については前日の午後5時までとしております。

続いて第7条関係、使用料と納入期限の別表第6。先ほどの第5条と同様に管理棟が完成したことに伴い、使用料の納付手続きを総合体育館から稲城長峰スポーツ広場に移行しているものでございます。

最後に第15条関係、様式第7号でございます。指定管理を行う対象施設として、市内の全ての体育施設とするために、申請書の文言を「稲城市立公園に設置する体育施設」を「稲城市体育施設」とするものでございます。

以上で第5号議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、質疑がないようですので以上で質疑を終結いたします。

これより、第5号議案「稲城市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第5号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、教育長から教育行政報告の申し出がございました。
日程第3「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育長 教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔 教育行政報告 〕

- | | |
|--------------------|---|
| 教育総務課長 | 1 教育委員会後援名義について
2 寄附について
3 平成28年2月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
4 工事請負状況について |
| 学務課長 | 1 平成28年2月分不登校による欠席児童・生徒数について
2 平成27年度 東京都市学事・保健・給食担当課長会総会について
3 平成27年度 第2回稲城市学校保健連絡会について
4 寄附について
5 南山小学校保護者説明会について |
| 指導課
教育指導担当部長 | 1 担当者事業について
2 連携推進事業について
3 研修事業について
4 その他について
5 教育センター関係について |
| 生涯学習課長事務
取扱教育部長 | 1 社会教育委員関係について
2 社会教育活動の振興について
3 芸術文化活動の振興について
4 成人式について
5 文化財の保護と普及について
6 生涯学習推進事業について
7 学校施設コミュニティ開放事業について
8 放課後子ども教室参加状況について
9 公民館主催事業の実施状況について
10 iプラザの主な主催事業の実施状況について
11 平成28年2月 生涯学習課利用統計について |
| 体育課長 | 1 スポーツ推進委員協議会関係について
2 市立公園内運動施設管理運営について
3 社会体育施設管理運営について |

- 4 社会体育指導者養成事業について
- 5 体力づくり運動推進事業について
- 6 ヴェルディ支援推進事業について
- 7 稲城市スポーツ推進計画策定委員会について

学校給食課長

- 1 平成27年度第7回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について
- 2 平成27年度第8回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について
- 3 平成27年度第3回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会給食運営管理研究部会について
- 4 長峰小学校食育教室について
- 5 平成27年度第2回稲城市学校保健連絡会について
- 6 平成27年度学校保健委員会について
- 7 平成27年度第4回給食主任会について

図書館課長

- 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
- 3 分館の主催事業について
- 4 城山体験学習館の主な事業について
- 5 地域との連携について
- 6 学校との連携について
- 7 図書館の利用状況(平成28年2月)について

委員長

教育行政報告が終わりました。

次に日程第11「報告事項」です。本日の報告事項は1件です。「図書館情報システム更新に伴う図書館の臨時休館について」を図書館課長より説明をお願いいたします。

図書館課長

図書館情報システム更新に伴う図書館の臨時休館について説明させていただきます。新図書館情報システムは平成28年7月1日から稼働いたします。このシステムの更新作業には、蔵書や利用者情報などのデータ移行も含まれるため、7月1日の直前である平成28年6月末に行う必要があります。この間、システムの機能は全面停止となるため、図書館全館を休館とするものでございます。

システム更新に伴う臨時休館の期間でございますが、平成28年6月23日（木）から6月30日（木）まで。通常の休館日の6月27日（月）を含めて8日間を臨時休館日とするものでございます。

なお、各館の特別整理期間、毎年蔵書数やなくなっている本の検索をやるの

ですが、その特別期間をこの中で行います。例年、特別期間は、中央図書館と i プラザ図書館は通常の休館日と合わせて4日間、第一から第四図書館においては、休館日と合わせて6日間の休館として行っております。従って、28年度は中央図書館と i プラザ図書館は4日間休みが多くなってしまい、ほかの分館については2日間休館が多くなります。

また、休館は、市内の全館の図書館で行います。以上でございます。

委員長 はい、ありがとうございました。

報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

システム更新に伴う臨時休館期間についてですが、長い時間のようにも感じますけれどもいかがでしょうか。大丈夫ですか。

臨時休館期間についてのお知らせはどういう基準で行うのでしょうか。

図書館課長 このご報告後、なるべく早めに、例えばブックポストですとか、ひばり、広報、ホームページ等を活用し、利用者が来られたときに見やすいところに貼って、この館は休館だというPRをなるべく多く、早めにさせていただければと思います。

委員長 ありがとうございます。せっかく来たのに休館ということがあろうかと思えますので。

いかがでしょうか。それでは、質疑はないようですので以上で質疑を終結いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午後 3時 50分閉会)